

盛土規制法の運用について、



窓口は**各土木事務所**、審査の流れは**工事ごと**に異なります！

令和7年5月26日から盛土規制法による規制が開始されました。
申請・届出の窓口は各土木事務所ですが、審査の流れは、工事の規模や規制区域の種類によって異なります。

盛土規制法の問合せ先

現在、盛土規制法について数多くのお問合せをいただいております。

今後も円滑かつ正確なご案内を行うため、お問合せや打合せをお考えの事業者様におかれましては、電話や来庁ではなく、専用の問合せフォームにより、事前にご連絡をお願いします。

なお、事前のご連絡なく来庁等をいただいた場合、対応を致しかねる場合がございますのでご了承ください。



盛土規制法の
問合せフォーム

申請・届出の受付窓口等

所属名	所在地	管轄する市町等
下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2108)	〒415-0016 下田市中 531-1	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9062)	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	熱海市、伊東市
沼津土木事務所 管理課 (055-920-2210)	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3(庁舎 8 階)	沼津市、三島市、御殿場市、 裾野市、伊豆の国市、伊豆市、 小山町、長泉町、清水町、函南町
富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2234)	〒416-0906 富士市本市場 441-1	富士市、富士宮市
島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274)	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町
袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	御前崎市、菊川市、掛川市、 袋井市、磐田市、森町
浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7261)	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	湖西市
くらし・環境部環境局 盛土対策課(本庁) 054-221-2264	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	審査のみ (申請・届出の受付は行いません。)

※ 申請後の審査の流れは裏面をご覧ください。

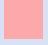
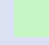
許可申請書の受付：R7.5.26 開始

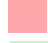

着手済工事の届出期間：R7.5.26 から R7.6.16 まで

審査に関する分類

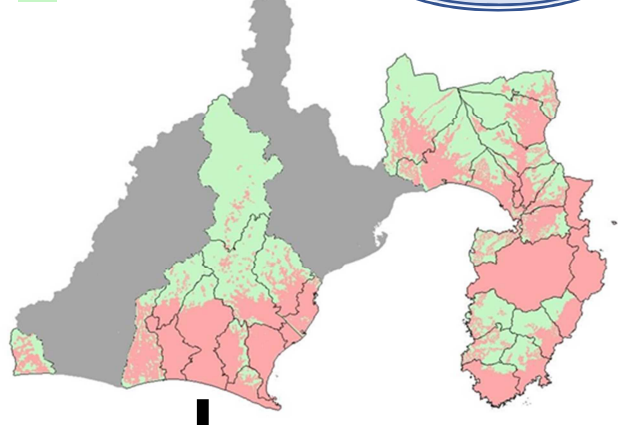
許可申請書の受付後の審査は、

「宅地造成等工事規制区域における、面積 1,000 m²以下の工事」は、基幹となる4つの土木事務所で審査を行い、その他の工事は、盛土対策課(本庁)で審査を行います。

区分	工事箇所における規制区域の種類	
	宅地造成等 工事規制区域 	特定盛土等 規制区域 
面積 1,000 m ² 以下	各土木事務所が窓口で、 4つの土木事務所で審査	
面積 1,000 m ² 超	各土木事務所が窓口で、 盛土対策課(本庁)で審査	

 : 宅地造成等工事規制区域
 : 特定盛土等規制区域

規制区域図



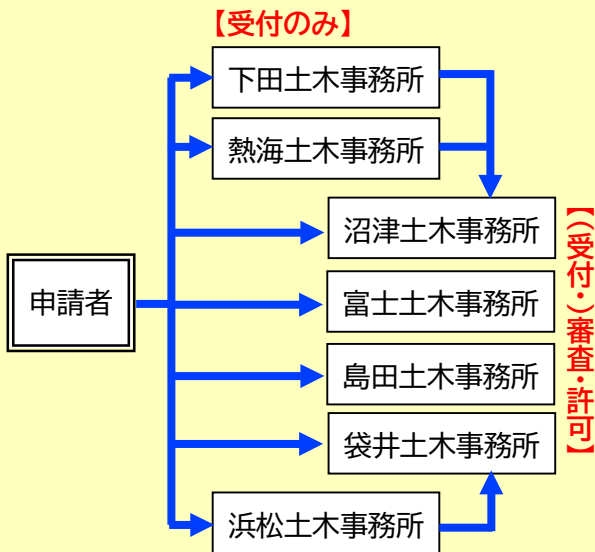
いずれも窓口は各土木事務所ですが、
以下の流れで審査を行います。

詳細な区域図
はこちら！

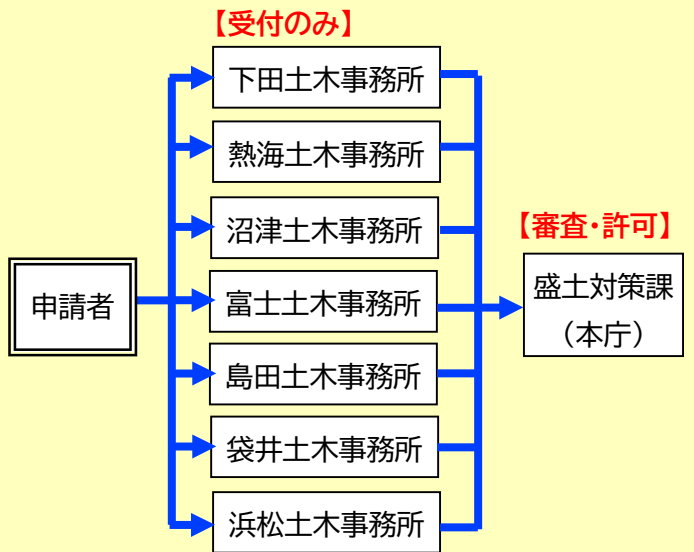


許可申請の審査の流れ

宅地造成等工事規制区域における 1,000 m²以下の工



宅地造成等工事規制区域における 1,000 m²超の工事
 特定盛土等規制区域における工事



※工事箇所の市町を管轄する土木事務所へ提出してください。

審査・許可を行う所属へ提出いただいても受付ができないため、ご注意ください。